

北茨城市と第一生命保険株式会社との包括連携協定書

北茨城市（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民の健康増進や市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、保険業法上、許容される範囲内で、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 健康増進に関すること。
- (2) 高齢者支援に関すること。
- (3) 子育て支援・教育に関すること。
- (4) 安全・安心なまちづくりに関すること。
- (5) スポーツ振興に関すること。
- (6) 産業振興・中小企業支援に関すること。
- (7) 環境保全に関すること。
- (8) その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

5 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社を実施させることができる。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の日の1月前までに、甲と乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者（第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社を除く。）に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年4月20日

甲 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地
北茨城市長

署名 

乙 東京都千代田区有楽町1丁目13番1号
第一生命保険株式会社
水戸支社 日立中央営業オフィス長

署名 